

小金井市教育プラン策定支援委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

小金井市教育プラン策定支援委託

(2) 業務の目的

本業務は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく小金井市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育プラン」という。）の策定を支援するものです。

教育プランは、学校教育分野の諸計画を包括し、総合化する役割を担うとともに、小金井市の教育行政を推進するための基本的指針を示すものであり、小金井市教育委員会の教育目標、基本方針と整合のとれた計画の策定が必要となります。

現行の第3次教育プランが令和7年度で計画期間が終了することから、直近の社会情勢の変化や国の動向等を踏まえた次期教育プラン（令和8年度から令和12年度までの5年間）の策定を行います。

(3) 業務の内容

別紙仕様書（案）のとおり

(4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 予算額（見積限度額）

6,866千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

令和6年度予算額 3,978千円（税込み）

令和7年度予算額 2,888千円（税込み）（債務負担行為）

※上限額を超えた提案は無効とします。

(6) 支払方法

部分払い 第1回 令和7年5月

第2回 令和8年5月

なお、支払額は各年度の予算の範囲内とします。

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するために「小金井市教育プラン策定支援プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、候補者及

び次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と小金井市は、企画提案の内容をもとにして、業務の具体的な仕様内容について協議と調整を行います。この調整がまとまらない場合は、次点者に選定された者と調整を行うこととなります。

5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者としします。

(1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がなされている者であること。

ただし、現に登録がない者については、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であることを参加条件として、次の各号に掲げる書類の提出を求め、競争入札参加資格と同等であることを確認するものとします。

① 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

② 財務諸表

③ 法人事業税の納税証明書

④ 納税証明書その1（法人税・消費税及び地方消費税）

※ ②～④は、直近に決算した事業年度のもので、③、④の納税証明書は未納額が0円であるものに限ります。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。

(4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 国税及び地方税に滞納がないこと。

(6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更正手続開始の申立てをしているとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしているとき、手形又は小切手が不渡りとなっているとき等。）にないこと。

(7) 令和元年度から令和5年度までにおいて、小金井市又は他官公庁の学校教育に関する同種の履行完了実績があること。

6 プロポーザル日程について

| 番号 | 内容 | 期日等 |
|----|----------------|---------------------------------|
| 1 | プロポーザル実施要領等の配布 | 令和6年7月1日（月）から 令和6年7月11日（木）まで |

| | | |
|----|------------------------|--------------|
| 2 | 参加希望申請書等の提出期限 | 令和6年7月11日(木) |
| 3 | 資格審査の結果通知発送 | 令和6年7月17日(水) |
| 4 | 質問書の提出期限 | 令和6年7月22日(月) |
| 5 | 質問書に対する回答(予定) | 令和6年7月26日(金) |
| 6 | 企画提案書等の提出期限 | 令和6年8月5日(月) |
| 7 | 一次審査(書類審査) | 令和6年8月15日(木) |
| 8 | 一次審査の結果通知発送 | 令和6年8月21日(水) |
| 9 | 二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング) | 令和6年8月30日(金) |
| 10 | 二次審査の結果通知発送 | 令和6年9月4日(水) |
| 11 | 事業候補者の決定 | 令和6年9月9日(月) |
| 12 | 契約締結(予定) | 令和6年9月末 |

7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

(1) 配布場所

「15 問合せ先」のとおり

※市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 配布期間

令和6年7月1日(月)から7月11日(木)まで

(「15 問合せ先」での配布は、土・日・祝日及び平日の正午から午後1時を除く)

8 参加資格確認書類の提出

(1) 提出書類

参加希望申請書(様式1)、会社概要及び類似業務実績(様式2) 各1部

(2) 提出期限

令和6年7月11日(木)午後5時まで

(土・日・祝日及び平日の正午から午後1時を除く)

(3) 提出方法

持参又は配達証明付き郵送サービス(当日必着)により提出して下さい。

(4) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

(5) 資格要件の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和6年7月17日(水)までに結果を郵便で申請者へ発送します。

(6) その他

物品買入れ等競争入札参加資格を有しない者については、5(1)に記載する書類を1部ずつ提出すること。

9 質疑と回答

- (1) 提出書類
質問書（様式3）
- (2) 提出期限
令和6年7月22日（月）午後5時必着
- (3) 提出方法
電子メールでお送りください。送信後「15 問合せ先」に電話で着信確認をお願いします。通信事故については、教育委員会はいかなる責任も負わないものとします。
- (4) 提出先
「15 問合せ先」のとおり
- (5) 質問回答
令和6年7月26日（金）（予定）に市ホームページに掲載します（個別回答は行いません）。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類

| 提出書類の名称 | 規格等 | 提出部数 |
|------------------|---|----------------|
| 企画提案書 （任意様式） | A4、合計12頁以内、文字の大きさ10ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）、両面印刷 (1)児童・生徒への意識調査の反映方法に関すること (2)計画策定に係る業務の進め方に関すること (3)計画策定にあたっての重視するポイントに関すること (4)小金井市らしい教育振興に関すること (5)業務の実施方法について（人員体制、本業務従事予定者の経歴・類似業務実績等） (6)その他、仕様書（案）に基づく提案者の業務手法及び優位性（独自の提案等） | 7部（記名1部、無記名6部） |
| スケジュール表 | A4、横書き 業務フロー及び業務スケジュール | 7部（記名1部、無記名6部） |
| 業務実施体制及び業務責任者実績書 | 様式4 | 7部（記名1部、無記名6部） |
| 見積書 （任意様式） | A4、横書き、税抜金額及び税込金額を両方表示（内訳として、令和6・7年度ごとの金額を記載すること） | 7部（記名1部、無記名6部） |

※ 企画提案書等は上表の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易なA4ファイル

で提出してください。

なお、無記名分においては、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除した上で、副本として整えて下さい。

(2) 提出期限

令和6年8月5日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

直接庶務課窓口へ持参又は、配達証明付き郵送サービス（当日必着）で送付してください。

(4) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

11 プロポーザル審査方法

庁内に審査委員会を設置し、提案内容について「選定審査基準」に基づき、第一次審査及び第二次審査を行い、第一次審査及び第二次審査の合計得点で第1位の者を候補者として選定します。

また、第2位の者を次点者として併せて選定します。なお、第1位もしくは第2位の得点が2者以上で同点だった場合は、審査委員会により別途協議し、候補者もしくは次点者を選定します。

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位3事業者を一次審査通過とします。

ただし、応募事業者が3者以下であった場合は、一次審査は行わないものとし、二次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

(3) 二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

① 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

② 審査は、非公開とします。

③ プレゼンテーション及びヒアリングの実施方法は次のとおりです。

ア 一人につきプレゼンテーション20分以内（準備含む。）、ヒアリング20分程度とします。

イ 提出した提案書等に基づきプレゼンテーションを行ってください。

ウ 出席者は、3人以内とします。プレゼンテーションの冒頭では、事業者名を名乗らず、自己紹介をしてください。なお、説明は、主たる担当者が行ってください。

エ プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は失格とします。ただし、公共交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに「15 問合せ先」に連絡してください。

オ プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するスクリーン及びプロジェクター（有線又はUSB接続）の使用が可能です。ただし、ノートパソコン等その他の機器は持参してください。

12 審査結果

- (1) 一次審査の結果は、令和6年8月21日（水）に、参加希望申請書を提出した全者に郵送で通知します。
- (2) 二次審査の結果は、令和6年9月4日（水）に、二次審査に参加した全者に郵送で通知します。
- (3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を受け取った日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。
- (4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

13 事業候補者決定後の契約締結について

審査委員会が市長に審査結果を報告し、市長が候補者として決定した後、調整を経て、契約手続き（随意契約）を行います。

また、原則として、当該随意契約を行う期間については、契約金額・仕様の変更は行わないものとします。

14 留意事項

- (1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「提出資料」という。）を次のとおり取扱うものとします。
 - ① 提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該提出資料を無効とします。
 - ア 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
 - エ その他、設定した条件を満たしていない場合
 - ② 提出資料は、返却しません。
 - ③ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提出資料の内容を無償で使用できるものとします。提出資料は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。
 - ④ 提出資料は小金井市情報公開条例に基づく公開対象ですが、候補者決定前に、参加者数、参加者名その他の参加者に関する情報については公開、提供しないこととします。
- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出して下さい。

- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合もしくは仕様書の調整がまとまらない場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加して下さい。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

15 問合せ先

小金井市学校教育部庶務課庶務係 担当：小平

住 所：〒184-8504 東京都小金井市前原町3丁目41番15号

（小金井市役所第二庁舎7階）

電 話：042-387-9872（直通）

F A X：042-383-1133

E-mail：k010199@koganei-shi.jp